

# 社会福祉法人 横浜訓盲院 評議員・役員の報酬等に関する規定

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人横浜訓盲院の定款第8条、定款21条に基づく、評議員、役員の報酬等の基準、額に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第2章による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第4章による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として支払われるものである。

## (報酬の額)

第3条 評議員・役員の報酬は日額とし、評議員会・理事会・監事監査への出席の都度、定款第8条、定款21条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、当職員は除く。

2 評議員及び役員が、理事会・評議員会・監事監査出席以外の日に、理事長の命を受けて法人の業務を行う場合、並びに監事が法人及び法人事業の監査指導のための業務を行う場合は、報酬を支払うことができる。

## (出張旅費)

第4条 評議員及び役員が、理事長の命を受けて業務遂行の為に出張する場合は、一般職員の旅費規程に準じて旅費を支給する。

## (報酬支払方法)

第5条 前条に規定する報酬は現金をもって本人に支給する。

## (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成30年4月1日より実施する。

2 社会福祉法人横浜訓盲院役員の費用弁償に関する規則及び、評議員の費用弁償に関する規則は、廃止する。

別表1

役職	報酬日額（1人当たり）	備考
評議員	5,000円	源泉徴収した後の額
理事	5,000円	
監事	5,000円	